

## ○横須賀市屋外広告物条例（抜粋）

（適用除外）

第10条 次の各号に掲げる広告物等については、第6条、第7条及び前条の規定は適用しない。

- (1) 他の法令の規定により表示し、又は設置すべきもの
- (2) 選挙運動のためのはり札及びポスターの類又はこれらを設置するもの
- (3) 次に掲げる案内図その他公衆の利便に供するもの
  - ア 国及び地方公共団体の案内板及び掲示板
  - イ 国及び地方公共団体の広報を表示するもの
  - ウ 災害、感染症の発生等における緊急な事項を告示するもの
  - エ その他市長がア、イ及びウに掲げるものに類すると認めるもの
- (4) 次に掲げる祭典用その他慣例上使用されるもの
  - ア 寺社、教会等の礼式及び冠婚葬祭の際に表示され、又は設置されるもの
  - イ 地方の年中行事の際に表示され、又は設置されるもの
  - ウ その他市長がア及びイに掲げるものに類すると認めるもの
- (5) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
- (6) 自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示し、又は当該表示のために設置するもの
- (7) 自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので表示面積が1屋外広告物当たり1平方メートル以下のもの
- (8) 電車又は自動車に表示する屋外広告物で次に掲げるもの
  - ア 電車の車体に所有者の氏名、名称、商標又は事業若しくは営業の内容を表示するもの
  - イ 自動車の車体に所有者又は管理者の氏名、名称、店名、商標又は事業若しくは営業の内容を表示するもの
  - ウ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車（同法第7条第1項第5号に掲げる使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに限る。）に表示する屋外広告物であって、当該屋外広告物はその使用の本拠の位置において適用される屋外広告物に関する条例の規定に基づいて表示されているもの
- (9) 海水浴場開設期間中の海水浴場の区域における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する占用施設に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内

容(自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が当該屋外広告物の表示面積の2分の1以下であるものに限る。)等を表示し、又は当該表示のために設置するもの(表示面積の合計が35平方メートル以下のもので、屋根の高さの最高部から高さが2メートルを超えないものに限る。)

(10) 第23条の規定により表示するもの

2 次の各号に掲げる広告物等で別表第3に定める基準に適合するものについては、特定屋外広告物に該当しない場合は、第6条及び第7条第1項の規定は適用しない。

(1) 自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在地、名称、屋号、商標、営業内容(自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が当該屋外広告物の表示面積の2分の1以下であるものに限る。)等を表示し、又は当該表示のために設置するもの(以下「自家用広告物」という。)で、表示面積の合計が10平方メートル以下(別表第2に定める第1種禁止地域内にあつては5平方メートル以下)のもの

(2) 自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に表示し、又は設置する自家用広告物以外のもので、次のいずれにも該当するもの

ア 表示面積の合計が1平方メートル以下であるもの

イ 光源を用いるものにあつては、動光若しくは点滅を伴わないもの又は電気的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置(以下「電光表示装置」という。)を有さないもの

(3) 別表第2に定める第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域において表示し、又は設置する広告物等で、表示面積が1屋外広告物当たり1平方メートル以下の次に掲げるもの

ア 案内及び誘導をするためのもので、地理的条件に照らして必要であると認められ、かつ、表示位置の敷地所有者又は管理者から表示又は設置についての承諾を得ているもの(光源を用いないものに限る。)

イ 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの並びに営利を目的としないと認められる会合及び催物類のはり紙、はり札その他これらに類するもの

ウ 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するはり紙、はり札その他これらに類するもので、公益上必要があると認められるもの

(4) 商店街振興組合(商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定による商店街振興組合をいう。)、商店街協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定により設立された商店街の事業協同組合をいう。)  
又は任意の商店街団体(以下「商店街団体」という。)が所有し、又は管理す

る物件に、当該商店街団体の名称、愛称、構成員名又は当該商店街団体が行う事業（当該物件に屋外広告物を掲出することにより広告料収入を得る事業を除く。）に関するものを表示するもの

- 3 電柱、街灯柱及び標識柱（道路標識を除く。）を利用する広告物等で別表第3に定める基準に適合するものについては、別表第2に定める第2種禁止地域に限り、第7条第1項の規定は適用しない。